

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900774号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100019号

第1 結論

平成15年*月から平成16年3月までの請求期間及び平成19年7月から平成21年3月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年*月から平成16年3月まで
② 平成19年7月から平成21年3月まで

私は、平成13年4月1日から平成16年3月9日までの期間及び平成17年4月1日から平成21年3月21日までの期間は学生であった。学生の期間については学生納付特例に該当するはずで、制度があれば申請手続きをしていると思うので、調査の上、請求期間を学生納付特例により国民年金保険料の納付を猶予されていた期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した在学期間証明書等によると、請求期間当時、請求者は、学生納付特例制度の対象となる高等学校及び大学に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間について、学生納付特例の制度があれば申請手続きを行っているはずであると主張しているものの、申請手続きを行った時期及び場所については覚えておらず、承認通知書を受け取った記憶についても分からないと陳述しており、当時の申請手続きに関する状況が不明である。

また、請求者が請求期間当時に居住していたA県B市及びC市は、文書保存期限を経過しているため、請求者が請求期間に係る学生納付特例の申請手続きを行ったこと及び申請が承認されたことが確認できる資料はない旨回答している上、日本年金機構D広域事務センターは、請求期間に係る学生納付特例申請書を確認することはできなかつたと回答している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000695号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100020号

第1 結論

昭和44年11月から昭和56年5月までの請求期間については、国民年金の定額保険料を納付した期間に、昭和59年6月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金の定額保険料及び付加保険料(以下、定額保険料と併せて「国民年金保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年11月から昭和56年5月まで
② 昭和59年6月から昭和61年3月まで

私は、昭和44年11月に会社を退職後に夫と一緒に国民年金の加入手続をA市B出張所で行い、同出張所又はC郵便局で夫の国民年金保険料と一緒に納付していた。

また、私は、昭和50年2月から夫が会社に勤務するようになってから第3号被保険者資格を取得するまでの期間、引き続き国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和44年11月に会社を退職後に配偶者と一緒に国民年金の加入手続を行い、請求期間①のうち、昭和44年11月から昭和50年1月までの期間は、配偶者の国民年金保険料と一緒に納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、配偶者に係る国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、配偶者に係る国民年金番号前後の任意加入被保険者の資格取得日より、請求者が厚生年金保険被保険者期間中の昭和44年9月頃に払い出されていることが推認できることから、請求者が居住していたA市を管轄していたD社会保険事務所(当時)において、昭和44年9月から昭和45年3月までの期間に同市に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名を国民年金手帳記号番号払出簿にて目視で確認したが、請求者の氏名は見当たらなかった。

また、請求者に係る国民年金番号は、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金番号前後の任意加入被保険者の資格取得日より、昭和56年6月頃に請求者が任意加入被保険者

資格を取得した際に払い出されたことが推認できることから、上記加入手続時点において、請求期間①のうち昭和 44 年 11 月から昭和 50 年 1 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったところ、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

加えて、請求者に係る国民年金番号において、請求期間①のうち昭和 50 年 2 月から昭和 56 年 5 月までの期間及び請求期間②は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、「最初に交付された黄土色の年金手帳に領収書をすべて添付していたが、年金手帳が変わるので来て下さいと通達があり、A 市役所にて、現在所有しているオレンジ色の年金手帳に払った期間を職員が記入してくれました。」と主張しているが、同年金手帳の国民年金の記録(1)には、国民年金の被保険者期間を記載するものであり、国民年金保険料の納付済期間を記載するものではない。

さらに、同年金手帳の国民年金の記録(1)には、請求期間①のうち昭和 50 年 2 月から昭和 56 年 5 月までの期間及び請求期間②は記載されていないことが確認できることから、当該記録を記載した時点において、上記 2 か所の期間は、国民年金の未加入期間であることが把握されていたことが認められる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000883号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100021号

第1 結論

昭和52年*月から昭和55年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和55年6月まで

私は、亡くなった父が、私が学生だった20歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、母が私の国民年金保険料を定期的に納付してくれたという話を聞いている。

私の兄も20歳の学生の頃から就職するまでの期間、両親が国民年金保険料を納付してくれた。しかし、兄の納付記録がないことから、兄が照会申出を行ったところ、納付記録が認められた。同じ兄妹にもかかわらず、私だけ納付記録が認められないことに納得できないので、申立てを行った。請求期間が国民年金に未加入期間で保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳の頃に父親が国民年金の加入手続きをした旨を主張しているが、請求者に係るオンライン記録によると、国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金被保険者資格の取得日である昭和61年4月1日の記録の入力処理が同年7月22日に行われていることから、同年7月頃に払い出されたことが推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、上記国民年金番号以外の国民年金番号が請求者に対し払い出されたことを確認することができない。

以上のことから、請求者に係る国民年金の加入手続きは、昭和61年7月頃に初めて行われたと考えられ、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者の国民年金の加入手続きを行ったとする父親は、平成28年9月に亡くなっており、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求期間の国民年金保険料を納付したとする母親は、高齢のため、請求期間の保険料納付状況等の証言を得ることができ

ない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。